

# 平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・  拡 充  ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	10	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国子会社合算税制の見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>外国子会社合算税制は、軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度である（昭和 53 年度創設）。この制度には、企業等の正常な海外投資活動を阻害しないよう、一定の事業実体を有する外国子会社等についての適用除外規定が置かれているが、経済活動のグローバルな進展に伴い、現行の適用除外規定は現在の経済実態を反映していない面が生じている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>外国子会社合算税制における適用除外要件を一定の経済活動について拡充すること。なお、対象となる軽課税国を特定するトリガー税率についても、わが国及び諸外国の税率改定状況を踏まえ、見直しを検討すること。</p>		
関係条文	法人税法 22 条、租税特別措置法 66 条の 6、所得税法 35 条、租税特別措置法 40 条の 4		
減収見込額	[初年度] ( - ) [平年度] ( - ) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>外国子会社合算税制を、経済活動のグローバルな進展を踏まえた内容に見直すことによって、我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>外国子会社合算税制の創設以降、経済活動のグローバルな進展に伴い、適用除外規定については現在の経済実態を反映していない面が生じている。</p> <p>たとえば、国内損害保険会社の子会社等による英国ロイズマーケットにおける事業活動は、当該英国子会社等が英国ロイズ法の規制（保険の引受業務を行う者と保険金の負担者を別法人とする）のために現行の適用除外基準を満たさないため、英国の法人税率の引下げ（平成 27 年に 20%に引下げ）により、所得合算対象となってしまう。</p> <p>また、国内銀行の外国子会社等による航空機リース事業は、航空機貸付業であること自体により適用除外を受けられないため、たとえ事業実体があっても所得合算対象となってしまう。</p> <p>このような我が国の外国子会社合算税制は、海外主要国の制度からも乖離が生じており、国際的競争力の観点からみても、本邦金融機関に不利な競争を強いることになるため、経済実態の変化を踏まえた制度に見直す必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	10 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	政策の達成目標	我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	英国ロイズマーケットで損害保険業を営む子会社等を有する国内損害保険会社、航空機リース業を営む子会社等を有する国内主要行に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業実体があるにもかかわらず外国子会社合算税制が適用されてしまう事態が除去されることにより、国内の金融機関が他国の金融機関と同じ条件で競争することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	英国ロイズ法の規制により機能別に存在している英国損害保険子会社等は、各社を一体としてみれば適用除外基準を満たすと考えられるものであるから、これを外国子会社合算税制の適用除外とする本要望の措置は妥当である。 また、航空機貸付業が一律に適用除外を受けられない現行制度は、昭和53年度の制度創設時以降の経済活動の進展を踏まえた内容に見直す必要があるから、本要望の措置は妥当である。
	ページ	10 — 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>今年度が初めての要望である。</p>
<p>ページ</p>	<p>10 — 3</p>